



# 各分野での情報利活用の状況について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 落合 孝文

開催日: 2020年7月20日

## 自己紹介

## 落合 孝文 (渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士)

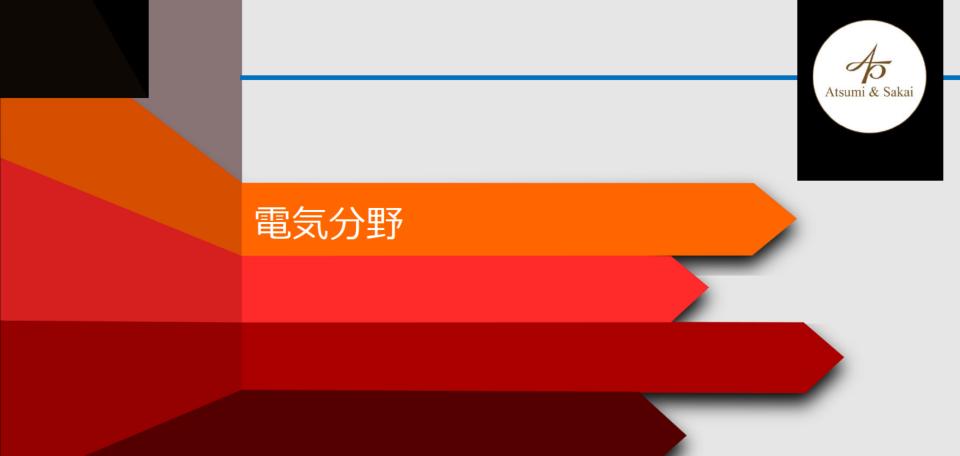
慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業。同大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格。森・濱田松本法律事務所で約9年東京、北京オフィスで勤務し、国際紛争・倒産、知的財産、海外投資等を扱った。近時は、医療、金融、ITなどの業界におけるビジネスへのアドバイス、新たな制度構築などについて活動を行っている。現事務所では、InnovationPGのマネージャーを務めるほか、コロナ対策支援チーム(https://www.aplaw.jp/file/covid19.pdf)の立ち上げを行い、DXの推進を行っている。

## ◆関連する国・公的機関活動等

- 内閣府規制改革推進会議成長戦略WG及び投資等WG 専門委員
- 内閣府政策参与(地方創生推進事務局・国家戦略特区担当)
- 内閣府革新的事業活動評価委員会 委員
- 総務省・経済産業省 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会、 同健康・医療ワーキンググ ループ及び金融データワーキンググループ委員
- 総務省及び経済産業省 国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会 民間利活用作業班 委員
- 厚生労働省 情報通信機器を用いた診療に関するガイドライン作成検討委員会 委員
- 国土交通省 MaaS関連データ検討会 委員
- 国土交通省 公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けた検討会 委員
- 経済産業省 Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会 委員
- 総務省・経済産業省・公正取引委員会 デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会 データの移転・開放等の在り方に関する ワーキング・グループ 委員

## ◆関連する民間の活動

- 一般社団法人データ流通推進協議会 監事
- 一般社団法人MyDataJapan 理事
- 一般社団法人Fintech協会 理事
- 一般社団法人電子決済等代行事業者協会 理事
- 一般車だ法人JCoMaaS 理事
- 一般社団法人不動産テック協会 理事
- 日本ディープラーニング協会 公共政策委員会 委員
- 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会(IT問題検討PT) 幹事



# 『業法改正と電力情報のガバナンス -



- 電力情報については、従来目的外利用が禁止されていたが、 防災対応、犯罪防止、見守り等々の利用可能性を踏まえ、 電力データの利活用を認める電気事業法の改正を行った
- 情報銀行を念頭にした議論も、法改正の途上で行われた

## 社会課題解決等のための電力データの活用

- 電力データの有効活用について、これまで電力・ガス基本政策小委等で次のような事例を念頭に、 データの適切な活用を可能とする制度整備が必要ではないかとの議論がされてきた。
  - 自治体等による社会的課題の解決: 電力データによって、時間帯別の人口動態を把握できることにより、避難所の設置計画や、避難物資配置計画などの高度な防災計画の立案が期待される。また、空き家対策や、高齢者の見守り等への活用も期待される。
  - <u>他事業者による社会的課題の解決や新たな価値の創造</u>: 電力データによって金融業の銀行口座の開設に当たっての不正防止への活用や、見守りや託児所のサービス、在宅時の配送サービス、省エネサービスなど、様々な事業者による、より高度なサービス提供に活用することも期待される。
- 一方、電力データの重要性にかんがみ、データのコントローラビリティの確保やセキュリティの徹底など、 消費者保護のための仕組みづくりが不可欠であり、先行事例として、情報銀行スキームが議論されてきた。
- このため、消費者保護を確保し、適正なデータ活用を促進する観点から、情報銀行のスキームも 参考にしながら、**電気事業法上の情報の目的外利用の禁止の例外**を設ける改正電気事業法 案を本年2月25日に国会に提出。

## 厚業法改正と電力情報のガバナンス



- 情報銀行のスキームよりもさらに強力な、国による認定を 受けた公的な組織を設置することを踏まえた法令上のがバ ンスがより強い仕組みを設置
- ただし、実際に遵守を求める内容は、情報銀行で議論した 内容が参考にされたものとなっている

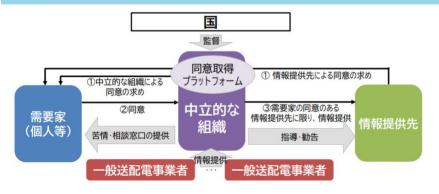
#### 個人情報保護の確保等のための仕組み

- 個人情報保護法の遵守を原則として、個人の関与の下での新たなサービスを実現する ため、情報管理の専門性を持つ中立的な組織が、
  - ① 個人の同意の取得又は取消のためのプラットフォームを提供し、情報セキュリティや個人によるコントローラビリティを確保すること、
  - ② 情報を提供した個人等からの苦情や相談の受付窓口を提供し、当該個人等が被害を被った場合には、**当該個人等に対する損害賠償責任を一義的に負う**こと、
  - ③ 第三者諮問委員会を設置し、**情報提供先の適切性などについて審議・助**言を行うとともに、情報の適正利用の監視・監督やルール策定等を行うこと、
  - など、消費者保護に万全を期す仕組みづくりが必要。



#### 国による厳格な監督について

- 前述の中立的な組織について、本スキームの検討の参考とした「情報銀行」では、民間の団体等による任意の認定の仕組みとしているのに対し、民間事業者がその役割を担うことへの懸念も示されたことを踏まえ、国による認定等を受けた公的な組織とする。
- 情報提供先による情報の利用・提供の適正化を図るため、中立的な組織が苦情・相談窓口を提供するとともに、情報提供先に対し指導・勧告等ができる仕組みとする。
- その上で、業務改善命令や業務停止命令に加え、そうした命令に違反した場合には、その認定を取り消すことができるなど、国による厳格な監督にかからしめる。



23

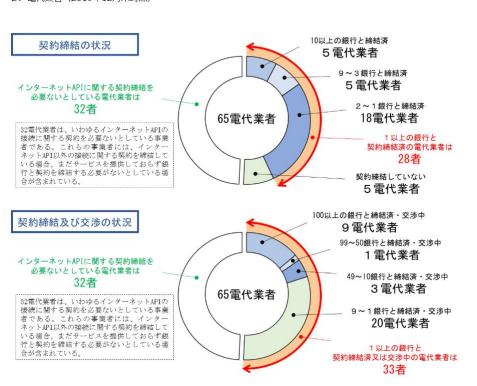


# 金融分野

# 電子決済等代行業の状況

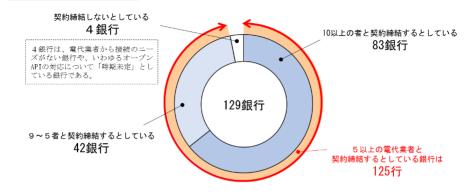


- 下記は2020年2月下旬時点での金融庁公表資料
- その後の公式な統計は発表されていないが、銀行法の契約締結期限(\*)までに、契約締結意向があった、銀行・電子決済等代行業者間の契約は締結に至る見込み
  - (\*) コロナ対応の銀行法施行規則改正で2020年9月まで契約締結期限を一部猶予
- 2. 電代業者(2019年12月末時点)



#### 契約締結の意向(銀行)

(2020年1月末時点)



- (注1)銀行に対して、電代業者各々との契約締結の意向を報告するよう依頼し、提供された情報に基づき金融庁が作成したものです。
- (注2)銀行と電代業者との間で、いわゆるインターネットAPI又は暫定的なスクレイピングに関する参照系サービスについて2020年5月末までの契約締結の意向を対象としています。
- (注3) 2020年1月末時点における各銀行の意向であり、今後の状況の変化等に応じて、変更されることがあり得ます。
- (注4)対象となる銀行と電代業者の範囲は、上記の契約締結等の状況と同じです。ただし、2020年1月の銀行の合併に伴い、銀行数は130行から129行に減少しています。

# 電子決済等代行業の状況

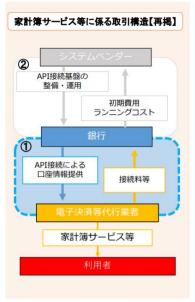


- 電子決済等代行業においては、個人情報の第三者提供が 予定されているが、情報利活用を制限することが、独占 禁止法上問題になるおそれが指摘
- 全銀協の銀行API利用契約雛形(3条、13条、17条)では一定の範囲・手続に基づいて、情報の利活用を許容

## 家計簿サービス等に関する実態調査②



①銀行と電子決済等代行業者間の取引



#### 《競争政策上の考え方》 [本文P40以下]

- 令和2年5月末時点において、電子決済等代行業者の銀行への接続は確保される見込みであるが、今後、両者の取引において何らかの問題が生じた場合には、必要に応じ、預金口座等の情報へのアクセスを確保するために必要な方策を検討することも考えられる。
- ▶ 利用者のニーズやコスト負担等も踏まえつつ、必要に応じ、API接続で取得可能な情報の範囲が拡大されることが望ましい。

#### 《独占禁止法上の考え方》 [本文P41以下]

▶ 取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している銀行が、契約の見直しを行い、電子決済 等代行業者に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

#### (優越的地位の濫用)

銀行が今後家計簿サービス等の提供を開始した場合において、競争者を市場から排除するなど 不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者との取引を拒絶したり、情報の取 扱いを制限したりする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

#### (単独の直接取引拒絶, 取引妨害)

市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、同一の役務に係る取引条件等について一部の電子決済等代行業者に対してのみ差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

(差別対価,差別取扱い)

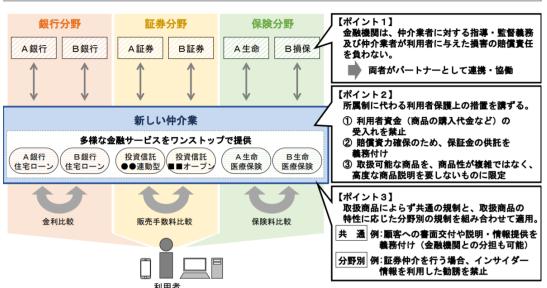
# 新たな金融仲介制度の概要



- ・ 金融サービス仲介法制では、Fintech事業者等の情報を 利用した銀行・証券・保険・貸金に渡る情報を利用した 媒介業務を1ライセンスで実施できるよう法整備
- 電子的に業務を行う事業者は、電子決済等代行事業者と みなされる

#### 2020年 金融サービス仲介法制の整備

- 情報通信技術の進展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となる中、多様な金融 サービスをワンストップで提供できる新しい仲介業を創設。
- ① 1つの登録を受けることで、銀行・証券・保険全ての分野での仲介を可能に(シングル・ライセンス)
- ② 現行の代理店のように特定の金融機関への所属を求めず、複数の金融機関の商品・サービスの比較が容易に





# 医療分野

# マイナポータルAPIとPHRに関する議論

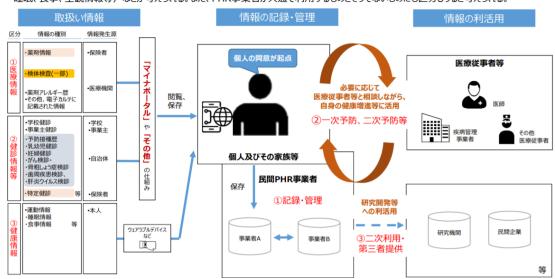


- マイナポータルのAPIを経由した検診情報の提供にあ たっては、情報を保管、提供又は健康サービスに供する 事業者にも一定のガバナンスが求められる
- PHRサービスにおいても、要配慮個人情報と個人情報の 両方が含まれ得ることも含めて検討されている

#### 3 検討の視点

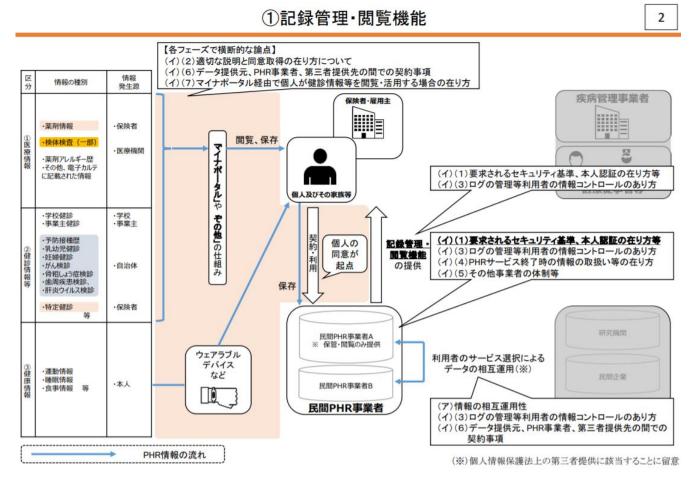
検討に当たっては、【1】PHRサービスの種類・性質や【2】取り扱うデータの種類・性質ごとに、明確に分けて検討してはどうか。

- 【1】 区分として①単に個人の保健医療情報を記録・管理するもの(別事業者に委託等してクラウド上で管理することも含む。)、②個人の保健医療情報を分かりやすく表示する、分析した上で生活習慣改善方法や効果を提示する、健康改善サービスを推奨する等のサービスを提供するもの(さらに一次予防と二次予防にも区分しうる)、③さらに個人の保健医療情報を研究機関・企業の研究開発等のための利用・第三者提供も行う場合などが考えられる。
- ※ ②及び③については、PHR事業者から第三者提供を受けて利活用する場合を含む。
- 【2】 区分として①医療情報(検査情報、薬剤処方情報等)、②健診情報等、③健康増進のために個人が記録した健康情報(運動、 睡眠、食事、主観情報等)などが考えられる。また、PHR事業者が共通で利用するものとそうでないものにも区分しうると考えられる。



# )機能と論点(記録管理・閲覧機能)

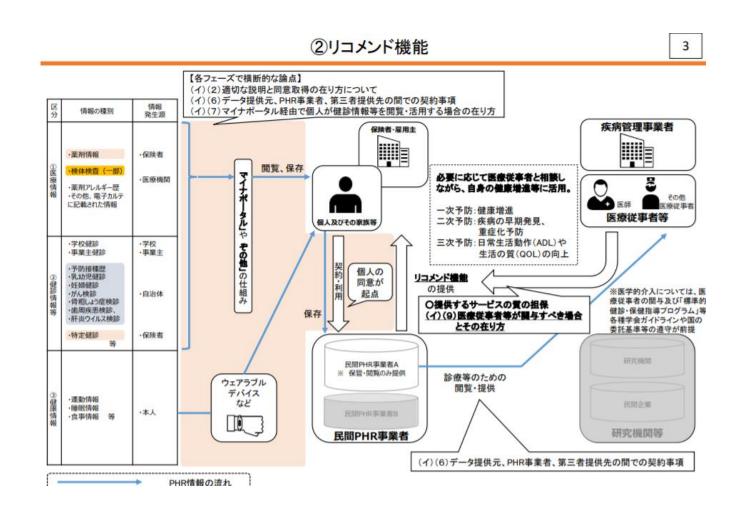
- Atsumi & Sakai
- PTRサービスにおいて提供する機能ごとに論点を整理している
- セキュリティのレベル、情報の相互運用性等が論点



# D機能と論点(リコメンド機能)



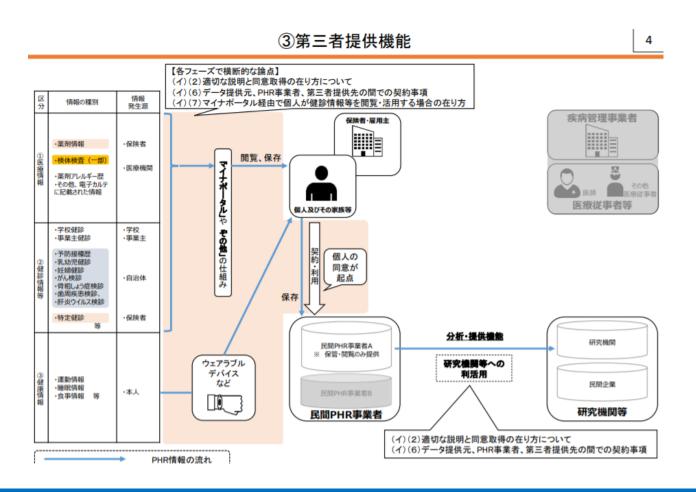
リコメンドにあたっては、その内容の「質」の評価や、 医療従事者の関与等のガバナンスの体制が論点に



# D機能と論点(第三者提供機能)



第三者提供にあたっては、同意取得のあり方やガバナンスの仕組みなどが論点に



## )利活用に関する論点



- 官民共同規制による整備の方向が示されている
- サービスの機能、情報の種類(医療、健康情報の混在) などを踏まえたルール形成に特徴

### 民間事業者におけるPHRの利活用及び遵守すべきルール等の検討の方向性

第1回の議論を踏まえた今後の検討の進め方について(たたき台)

- O 民間PHRサービスは、以下の3つの機能に類型化できる。
- ① 個人の保健医療情報を記録管理・閲覧する機能
- ② ①に基づき、生活習慣改善等に向けたリコメンドを行う機能
- ③ ①又は②に加え、記録された保健医療情報を研究開発等のために第三者提供を行う機能
- O それぞれの機能について、以下の点が特に重要である。
  - ①記録管理・閲覧機能 … 情報の相互運用性と情報セキュリティ
  - ②リコメンド機能 ・・・ 生活習慣改善等に向けたリコメンド機能の安全性・有効性などの質の担保
  - ③第三者提供機能 … プライバシー、個人情報の適切な取扱い
- 情報セキュリティや個人情報の適切な取扱いについては、既存の関連ガイドライン等と重複しないように留意しつつ、 新たな対応が必要となる範囲については政府として基本的な方針を示した上で、その後、民間において運用、メンテナ ンスしていくことが望ましい。
- 生活習慣改善等に向けたリコメンド機能の安全性・有効性等については、適切かつ幅広い民間PHRサービスの活性化の 観点から、政府で議論するもののほか、民間PHR事業者が業界として団体をつくり、実務的なルールを整備、メンテナン スしていくことが望ましい。
- 本作業班で検討するPHR事業者の範囲について、既存の関連ガイドライン等との関係にも配慮しつつ、整理する必要がある。
  - 例)健診機関が行っている受診者向けの情報公開サービス 地域医療連携の中で患者自身がデータを見ることができるサービス

# )機能と論点(参考資料)



## 検討事項の整理(たたき台)

5

## 1 PHRサービス事業者に求められる事項

### (1) セキュリティ

要求されるセキュリティ水準等…(イ)(1)

## (2)個人情報の取扱い

- ・適切な説明と同意取得のあり方(データ取得時、データ利活用時、第三者提供時、提供先目的、保存期間等に 応じた個々の同意等)…(イ)(2)
- 利用者の情報コントロールのあり方…(イ)(3)
- ・民間PHRサービス終了(退会、死亡、事業終了等)時の情報の取扱い等のあり方…(イ)(4)
- ・その他事業者の体制等(管理体制や問い合わせ先等)…(イ)(5)
- ・マイナポータル経由で個人が健診情報等を閲覧・活用する場合のあり方…(イ)(7)

### (3) 相互運用性

- ・情報の相互運用性(情報を引き継ぐ方法、項目、フォーマット等の標準化)…(ア)
- ・データ提供元、PHR事業者、第三者提供先の間(民間PHR事業者間も含む。)での契約事項…(イ)(6)

### (4) PHRサービスの安全性・有効性

- ・生活習慣改善等に向けたリコメンド機能の安全性・有効性(医療従事者等の関与等)…(イ)(9)
- ・データ提供元や利用者が適切なPHR事業者を選択できる仕組み(第三者による情報発信等) …(イ) (8)

### 2 適切なPHRサービスの普及に資する体制

・幅広い民間PHRサービスの活性化…(ウ)

# )日本での情報基盤の整備(参考資料)



P3関係

## 医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み(ACTION 1)

#### 現状

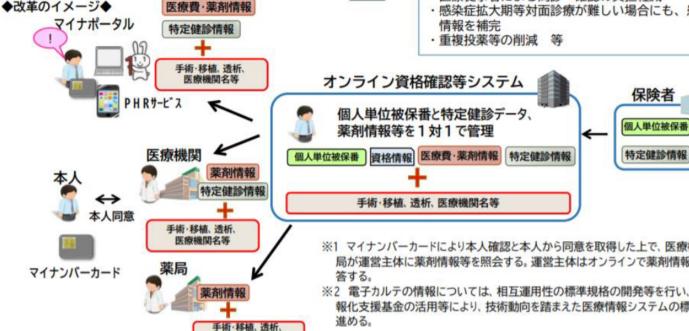
- ○災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が 難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が 困難
- ○高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤 情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- ○複数医療機関を受診する患者において、重複や併用 禁忌の薬剤情報等の確認が困難

#### 改革後

- ・かかりつけの医療機関が被災しても、別の医療機関が 患者の情報を確認することで、必要な治療継続が容易に
- ・救急搬送された意識障害の患者等について、薬剤情報等 を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療 等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者の情報を集約して把握する ことにより、患者の総合的な把握が求められるかかり つけ医の診療にも資する

保険者

- 医療従事者による問診・確認の負担軽減
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合にも、患者の



医療機関名等

- ※1 マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬 局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回
- ※2 電子カルテの情報については、相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情 報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を 進める。



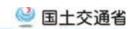
# 国土交通分野

# を市場における情報の活用



・ 不動産取引について、成約情報等を搭載するデータベース が存在するが、市場活性化と個人情報保護の双方の観点が 存在する

## レインズが保有する成約情報の活用について



国土交通省として、<u>不動産流通市場の活性化のためには、市場の透明性・信頼性の向上が不可欠と認識</u>しており、 レインズが保有する成約価格情報を使った消費者への情報発信の充実について、継続的に検討を実施 宅建業法上、売買の情報を取り扱う宅建業者には業務上知り得た情報につき守秘義務が課されており(同法第45条)、また成約価格情報の取扱には個人情報保護の観点を踏まえた対応が必要





レインズの保有する成約価格情報を用いて、以下のような消費者・投資家向け情報提供を実施 (いずれも個々の取引が判明しないように加工)

①レインズ月例マーケットウォッチ等市況情報の公表 (レインズホームページ上で、地域ごとの平均的な価格・面積等を速報で公表)

②不動産取引情報提供サイト (Reins Market Information: RMI)

(最寄り駅や間取り等の条件で検索すると、過去1年間の取引情報が分かるサイトを提供)

③不動研住宅価格指数 (東証住宅価格指数) の公表

(東日本レインズが保有する成約データを使用し、2011年4月より東京証券取引所が試験配信していた東証住宅価格指数を引き継ぎ、2015年1月から(一財) 日本不動産研究所が本配信を開始)

○レインズへの情報登録・成約情報の通知については、標準媒介契約約款に以下事項を記載し、消費者の同意を得ている・広く契約の相手方を探索するために、物件の所在地・規模・媒介価額等をレインズに登録すること・売買又は交換の契約が成立したときは、宅建業法第34条の2第7項に基づき成約情報をレインズに通知すること・レインズに通知された情報は、宅建業法第50条の3及び第50条の7に定めるレインズの業務のために利用されること

参考) 不動産取引価格情報提供制度における消費者の同意 アンケート結果を以下の目的以外で使用しない旨を明記 公示地価の判定、基準地価の判定、不動産取引価格情報の提供

# 臣市場における情報の活用



- 本年7月の規制改革推進会議答申では、国交省に以下の検討を要請
  - 不動産市場の活性化や資産の有効活用を図るためのレインズ情報の蓄積・利用の拡大に当たっては、登録物件情報の拡充を図るに当たり取引情報を登録する宅建業者にインセンティブを与えるための方策のあり方を検討する。また、外部学術機関、個人情報保護に関する情報加工技術に知見を有する者等と連携し、加工措置等も含めて個人情報保護への留意のあり方の検討も行う。

レインズについて

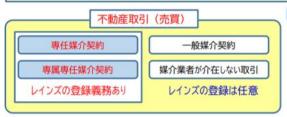


○レインズは、宅地建物取引業者間で物件情報を共有することで、不動産取引が円滑・迅速に行われることを目的として構築されたものであり、<u>消費者に対して公開することを想定していない。</u>

〇レインズの運営は、全国に4団体ある公益法人の不動産流通機構が行い、 運営に係る費用は、不動産業 界団体が負担している。

○レインズは4機構で3つの<u>異なるシステムを利用している</u>(東日本と中部圏は同一システムを利用)

○登録義務 (成約登録を含む) があるのは、専属専任媒介及び専任媒介であり、一般媒介や代理契約、売 主の直接登録は義務ではないため、国内の住宅取引に関する情報を網羅しているわけではない。



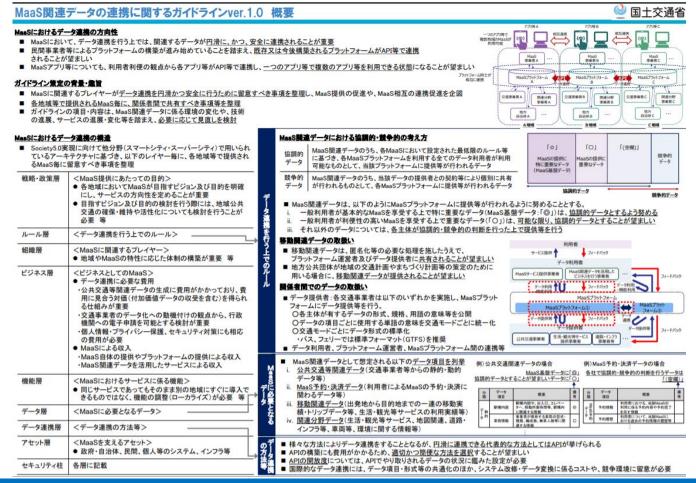
レインズの新規登録件数 (H30)年度				
取引態様	レインズ登録義務	新規登録件数	割合	
総計	-	1,896,229	-	
専属専任媒介	あり	235,382	12.4%	44.6%
専任媒介	あり	611,183	32.2 %	
一般媒介	なし	537,641	28.4%	55.4%
売主	なし	489,755	25.8%	
代理	なし	22,268	1.2 %	

専属専任媒介契約または専任媒介契約により依頼を受けた宅建業者は、レインズへの登録を宅地建物取引業法上義務付けられている。従来は、専属専任媒介契約又は専任媒介契約を締結した宅建業者が、宅建業法上の登録義務を果たすための受け皿としての意味合いが強かったが、 現在は、一般媒介契約を締結した宅建業者や、自ら売主となる業者による登録も増加している。

# 関連データの連携に関するガイドライン



- ・ MaaSにおいては、非個人情報レベルの情報連携に関する 議論も重要になっている。競争・協調の切り分けも論点
- 予約・決済や移動関連の情報が個人情報を含みうる



# )交通サービスでの個人情報の利用

- ■■での顔認証技術を活用したOne IDサービスについて、値 人データの取扱に関する議論を整理
- 情報の利用制限、情報の消去等のガバナンスに配慮
- 公共交通機関のリアルタイム混雑情報の検討会も別途行われているが、私見では、個別交通サービス提供のために情報収集する場合は、個人情報の利活用よりも、情報保有の制限等、安全性確保の意識が強まる傾向もあると思われる。

空港での顔認証技術を活用したOne IDサービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック(概要)



#### ガイドブック策定の背景

国土交通省では、航空需要の増大や、人手不足等の課題に対応しつつ、世界最高水準の空港利用者サービスを提供していため、「FAST TRAVEL(ファストトラベル)」を推進し、首都圏空港では、空港会社等において顔認証技術を用いた搭乗手続きであるOne IDサービスの導入準備を進めている。

ガイドブックの概要

#### 【目的】

One IDサービスで利用する個人データは、生体情報である顔画像情報を 含むが、顔画像情報は不変性が高く本人の意思によらない取得が容易な 識別子であり、強い追跡機能を有することから、導入に際しては、旅客に利 用目的や情報管理について十分な理解と納得を得ることが求められる。

#### 【取組】

個人情報保護関係法令の遵守に加え、さらに社会的受容性を高めるため に、プライバシー保護の観点での具体的な対応を踏まえた内容として、個人 データの取扱いに関して事業者が配慮すべき事項をとりまとめたガイドブック を策定。

### One ID 導入に向けた個人データの取扱検討会

One IDサービスにおける個人データの取扱いについては、有識者を含む検討会を設置し、ガイドブック策定に向けて検討。併せて、バブリックコメントを実施。

#### (構成員) ◎:座長 ◎森 亮二 英知:

森 克二 英知法律事務所 弁護士 菊池 浩明 明治大学 総合数理学部 専任教授 鈴木 正朝 新潟大学 大学院 現代社会文化研究科·法学部教授

理化学研究所AIP 若目田 光生 株式会社日本総合研究所

光生 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 上席主任研究員

洋子 一般財団法人 日本消費者協会 消費生活コンサルタント 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタ ント・相談員協会 個人情報保護特別委員会委員長

国際航空運送協会(IATA) 日本航空株式会社 全日本空輸株式会社 全日本際空港株式会社

成田国際空港株式会社 東京国際空港ターミナル株式会社 成田国際空港航空会社運営協議会 東京国際空港航空会社運営協議会

(オブザーバ) 個人情報保護委員会事務局 関西エアポート株式会社 中部国際空港株式会社

#### 【対象者】: One IDサービスの導入を検討している空港会社等の事業者

- (1) One IDサービスの運用における留意事項

  - ・顔認証の利用は希望する旅客のみとし、従来通りの手続きも存置。
  - ・個人データは原則24時間以内に消去。定期的に監査を実施。
- (2) One IDサービスの導入において、事業者が旅客との適切なコミュニケーション体制を構築する上で特に必要とする配慮事項

#### ①事前告知·公表

利用目的や情報管理について旅客から十分な理解を得られるよう、One IDサービスの概要や手続き方法、利用目的等について、適切な内容、手段、場所、周知期間を踏まえて旅客への事前告知・公表を実施すること。

#### ②旅客からの同意取得

One IDサービスの利用についての同意と、空港会社・航空会社間での個人データの提供にかかる同意の取得に際しては、旅客に対して、サービス内容や個人データの流れ等を容易に理解できるよう、説明すること。

③旅客からの個人データに関する苦情・相談等の受付 旅客からの個人データに関する苦情・相談等に対して適切に対応できるよう、受付手段、 受付時間、対応言語を設定すること。 D

Atsumi & Sakai



# ご静聴ありがとうございました。

# Thank you

